

第七章 水 道

第一節 總 論

第一目 緒 言

人類生活に必要缺くべからざる飲料水の清浄を期することは保健衛生上必要なことであつて、古來より之が爲に各種の施設を見た。即ち飲料水に乏しかつた地方に於て最も簡易な工法に依つて浄水を導き爨炊其の他の用に供したものが尠くない。東京市の如きは既に江戸時代に於て水道の布設を見、天正十八年徳川家康入國の當時神田上水の開鑿に従事し慶長年間に給水を開始し、其の後承應二年玉川上水を通じ、元祿年間には千川上水、三田上水及龜有上水を起し、萬治三年青山上水を布設して江戸全部の給水に力めた如き我國水道史上顯著な事實である。然れども是等の水道は原水を其の儘使用するものであつて極めて幼稚な施設に外ならなかつたが、明治時代となり諸國との通商盛となるに従ひ外國人の滞在を奨励するにつれ一層水道設備の必要を感じるに至つた。明治十八年四月横濱市が雇工師パーマー氏の設計に基き新式水道工事に着手したのを始めとし、同二十一年六月には函館市、同二十二年四月には長崎市に於て夫々水道布設の工事を起すに至つたのである。政府も亦對外關係と都民衛生上の必要からして之が事業の發達を助勢し、明治二十一年度より國庫補助の制度を採用するに至つたのである。併しながら是等水道事業に對しては國庫補助の關係からして政府が其の事業の築造經營に干涉するの外、何等取締法規の存するものなく纔に地方長官の許可を受け施設したに過ぎない。然るに時運の趨勢は清浄水供給設備を要求すること切なるものがあるのと、一面政府の國庫補助政策に勵まされて各市に於て之が施設を爲すもの續出するに至つて、統一的法制の確立を必要とし明治二十三年法律第九號を以て水道條例の公布を見るに至つた。

當初の水道條例に在つては公營主義を採用し、市町村の公費を以てするに非ざれば水道を布設することを得ざる旨を規定した。固より此の種事業を公營たらしむることは事業の性質上當然なことであるが、財政の豊富でない當時の公共團體に對し、此の主義を強行するのは困難であつて、寧ろ私人の經營を認めても水道を普及することが地方開發上又は衛生上得策なので、明治四十四年に法律第四十三號を以て水道條例の一部を改正し、市町村に於て水道布設の資力に堪へざるときは市町村以外の企業者に水道布設を許可するの途を開いた。然るに私人企業の許可水道に在つては其の給水區域を町村に限りたると、其の經營に付所謂元資銷却主義を採つて、許可年限滿了後に於ては水道設備の一切を關係市町村に無償で取得せしめ其の元資に對する利子を制限する等其の方針嚴に過ぎ、私人企業を抑制し其の改正の趣旨を貫徹せしむる能はざる恨があつた。仍て大正二年法律第十五號を以て是等の制限を廢止すると共に、許可の水道を市町村が強制買収する場合に於ける價格の決定方法其の他一部の改正を爲し更に大正十年には、水道行政を簡易化し其の速成を圖るが爲に法律第五十六號を以て内務大臣の職權の一部を地方長官に委任する途を開いた。之れ即ち現行水道條例である。

第二目 水道の意義

水道とは一般公衆の需要に應ずるが爲にする公の給水設備を謂ふ。水道條例第一條が水道とは市町村住民の需要に應じ給水の目的を以て布設する水道を言ふと規定したのは蓋し此の意義に外ならない。故に水道は一般公衆の需要に應ずる給水設備なることを要す。水道條例が需要者を市町村住民に限定したのは以下述ぶるが如く水道の經營を市町村の事務と爲したが爲に市町村を單位としたのであるが、市町村以外の企業者に對しても水道の布設を許可する場合あるのみならず、供給を受くる者が住民なると否とを問ふの要なきを以て受給者を限定するの必要なく水道は一般公衆に給水する設備と言はねばならぬ。従て私人が其の經營する

工場の使用人に給水する設備又は特定人に水を販賣する如き、或は特定人が組合契約を締結して組合員間の給水を爲し、又は組合用水を特定人に分與する如き事業は其の設備の如何を問はず水道ではない。

水道は給水設備なることを要する。水道條例に於ては水道の意義を指さずして「水道トハ、、、水道ヲ云フ」と規定するが故に如何なる設備が水道なりやに付ては疑があるが、苟も一般公衆の需要に應じて給水する設備なる以上は谿間より木樋を以て配水するものたると、地下水を配水するものたるとを問はず總て水道なりと言はねばならぬ。故に私人が水を販賣する如きは水の販賣業にして水道ではない。然れども是等販賣の爲に給水設備を爲すものに在つては私人の經營する所謂許可水道に該當するや否や議論の存する所であるが、其の目的が不特定多數人に給水するものに在つて給水設備を施設したときは許可水道なりと解せなければならぬ。世に所謂簡易水道なるものを認め原水を其の儘に簡易な方法に依つて給水するものは法律上に所謂水道ではないと説明する者があるが、原水を其の儘使用すると其の給水の手段や方法が如何にして行はるゝかは法律の問ふ所ではない。唯だ不特定の多數人に給水する設備であるときは水道と言はねばならぬ。若し所謂簡易水道なるものが後に説明する地方長官の處分権限内に屬する水道の義でありとすれば夫れは本法の水道である。

水道は水を供給するに在る。故に供給した水を飲料に供すると、防火に供すると又は工業に供するとを問はないやうであるが、水道條例を制定し之を市町村事務に屬せしめた所以は、公衆衛生の必要に出でたものであつて、内務大臣が水道の布設を市町村に命令し得るの途を設けたのは蓋し其の趣旨の表現である。従て専ら工業にのみ使用し、又は防火にのみ使用する目的を以てする給水設備は水道ではない。或は第十六條が消火栓の設置を規定したことを以て此の目的の爲にのみする水道も亦水道條例に依るべき水道であると説明し、水道の給水目的の範圍を擴張することは世運の進展に應ずる途であると主張する向もあるが、第十六條

は飲料水の供給を目的とする水道の經營者に對し、特別の義務を附加したものであつて、此の特別規定あるが爲に水道は給水の目的を問はざるものと爲すが如きは水道本來の使命を忘れたる説と言はねばならぬ。

第二節 水道の布設

第一目 水道布設の認可及許可

一 水道の認可。水道は市町村が公費を以て布設することを原則とする（第二條）。水道經營の主義には營利事業として私人に經營せしむる私營主義と公營事業として地方自治團體に經營せしむる主義とあつて、兩者各得失を有するが、人類の生活上瞬時も缺くべからざる飲料水を供給するが如き事業に在つては、其の施設經營の如何は直に公衆の日常生活に反映する所極めて大なるが故に公營事業と爲すを適當とする。本法も亦此の見解に依つた。従て市町村は自由の意思に依つて其の布設の要否を決定し、必ずしも之を經營するの義務を持つものではないが所謂市町村の任意事務とした。併しながら、市町村が水道布設の必要あるに拘はらず之を經營せざる場合は、水道の經營に付て公營主義を採用した趣旨を徹底せしむることが出來ない。故に内務大臣が必要と認めるときは市町村に對し水道の布設を命ずることが出來る（第二十條）。市町村をして水道を公營せしむることの趣旨は他の公共團體の公營を排するものではない、従つて府縣其の他の公共團體が水道を經營する場合も亦認可水道と解すべきである。蓋し單一市町村が經營し得べき任意事項は、市町村を統轄する府縣の任意事務として經營し得べからざる理由がないからである。而して右水道の布設に關し内務大臣の認可を必要とするのは私人經營水道の場合に許可を必要とするのと全然異つて、本來公共團體の有する任意事務を監督するの趣旨に出たものであつて、之に依つて公共團體に水道布設權を付與するのではない。

二 水道の許可。水道の經營に付ては公營主義を以て理想とするのである

が、市町村が之を布設する資力を有せざる場合に於ても尙其の主義を墨守するのは、水道の普及發達を期する所以ではない。従つて此の場合には市町村以外の企業者に水道の布設を許可する（第二條但書）。此の許可は本來市町村の有する事務を私人に特許する設權的行政處分であつて、私人は此の許可に因りて市町村の有する水道經營の權能を取得する。此の許可の法律上の關係は公法關係に屬するのであるが、此の權利に基いて水道經營者が一般公衆に給水する法律關係は、私法上の法律關係である。

水道布設の認可及許可は以上の如き區別あるを以て、市町村が水道を經營する場合に在つては内務大臣は其の事業の監督上不都合なしと認めたまは之を認可せなければならぬが、市町村にあらざる者の企業に係る場合に在つては、事業其のものに付不都合なきや否やを審査するに止まらず、出願に屬する給水区域内市町村が水道布設の資力を有せざるやを審査するの必要がある。蓋し水道の公營主義を採用した當然のことである。故に之に對する市町村の意見を徴し、又は其の引水が他の水利關係人に如何なる影響を與ふるや、企業は成功の見込ありや否や申請者の信用資産の状態等を調査し、許可の可否を決定することを要する。従て私人の出願に對しては、主務大臣は是等の點に付地方長官をして調査せしめ（大正二年内務省訓令第十四號）。其の計畫の適當なものに許可する。此の許可には必要なる事項を命令することが出来る（第四條）。

三 産業組合の經營する水道。 産業組合中利用組合の設備は組合員の利用に支障なき場合に限り組合員たることを得ざる者をして之を利用せしむることを得るの途を開き、其の設備の種類は勅令を以て指定するのである（産業組合法第一條第七項、第八項）而して現在に於ては、組合員たることを得ざる者をして利用せしめ得る設備として、電気設備、浴場、種蓄、乾糞裝置と共に水道を指定されてゐる（大正十五年勅令第三百一十一號）。此の産業組合の經營する水道は上述の特許企業に屬するものなることは勿論である。従つて其の水道布設を許可する場合は、當該市町村に於て水道布設を

するの資力に耐へない場合なること、及水道布設計畫に於て産業組合区域内の居住者の全部に對し給水し得るの設備を爲すものに限られてゐるのみならず（一）組合員たることを得ざる者から給水の請求ある場合は正當の事由なくして拒むことを得ざること、（二）出資口數或は組合員たると組合員たることを得ざる者たるとを問はず水道の使用に付ては凡て平等たらしむること。（三）組合区域内の住民（組合員に非ざる）増加の數既設水道のみにては給水の要求に應ずること能はざるに至りたるときは遲滞なく設備の擴張を爲すこと、（四）是等の命令に違背したる場合は水道布設の許可を取消することあること等を、特許の條件としてゐる。

第二目 認可許可申請手續

市町村に於て水道を布設せむとするときは目論見書を作製し内務大臣の認可を受くることを要し、市町村以外の企業者に在つては此の外企業の組織、資本の總額及許可年限を記載した目論見書を作製し内務大臣の許可を受くることを要する（第三條）。之を變更する場合に付ては法律は何等規定しないが當初與へた認可許可の内容の變更は處分の趣旨及其の計畫を變更するものなるが故に、處分の性質上當然許可若は認可を受くべきものである。水道布設の目論見書に記載すべき事項は法律の規定する所である。

一 水道事務所の所在地。 水道事務を掌る主たる事務所の所在府縣郡市町村名を記載することを要する。

二 水源の位置及其の水量の概算。 水源は水道方式に依り一定しないが地表水、地下水に分類することが出来る。前者は河川池沼湖、後者は泉掘井の類より採るものなるを以て其の水源とする河川池沼湖等の位置を明かならしめ、其の水源に於ける水量を測定して明記するの外水源の圖面及水質の試験表を添附することを要す。蓋し水源の位置を選擇することは水質と水量との關係に影響するを以

て水道經營上重要なことに屬し、其の清淨なる地點なること、水量の安全なることを理想とするのは言を俟たない。水道布設の認可又は許可に依つて水利權を併せ特許せられたものと觀るか否は議論のある所であるが、固より水道の布設に方つては水量を調査し其の水質を試験するものであるが、水道の布設の認可又は許可は住民に給水するの權能を認め又は其の權能を授權さるゝことで、夫に使用する原水に關する權利を取得することゝは別個の觀念である。故に河川の流水を水道水源と爲す場合に在つては、其の引水に就き更に河川管理者の許可を受くべきは勿論である。殊に水道の認可に在つては權利を附與するものでないから、許可水道の場合に限り水利權を特許したるものと爲すが如きは誤である。

水中には非病原菌を含むを常とするも、病原菌の水中に進入する場合があるから水質を調査することは衛生上必要なことに屬す。水質判定の標準に關しては種種の方法があるが、外觀異常あるもの、異臭味あるもの、直に亞硝酸及安母尼亞の反應を呈するもの、過マンガン酸カリウム消費量十ミリグラム以上のもの、細菌聚落數百一個以上のもの、反應、格魯兒硫酸、硝酸、固形物總量硬度の異常あるもの又は鉛を検出するものは飲料に適しないから、水質試験表には(1)色及清濁(2)臭味(3)沈滓(4)反應(5)亞硝酸(6)アムモニア(7)過マンガン酸カリウム消費量(8)クロール(9)硝酸(10)硬度(11)蒸發殘渣(12)細菌聚落數に關する試験の結果を記載し、異常成分混在の疑あるときは特に其の試験の結果を記載することを要する(大正十年内務省令第二十二號、第一條)。

三 水道用地。水道線路及水道線路に沿ふた地名、水源地、貯水地、濾水場、唧水場の位置を記載すると共に圖面を以て之を示すことを要する。蓋し水道用地に對しては以下述ぶるやうに法上に特別の保護を受くるから之を確定するの必要がある。近時水源附近に於ける土地の利用が臆ともすれば水道經營に不良な結果を齎すに至つたので、水源地の保護に關する方策が論議さるゝに至つたが、是等に對しては水道條例第一條に規定する所謂水道用地の範圍を擴張するか、或

は水道附近地の制度を創設して附近土地所有權の行使を制限するの必要がある。

四 給水區域其の人口及其の一人一日に對する平均給水量。給水區域を明確ならしむることに依つて給水人口を算定することが出来る。此の給水人口を基礎として一人一日に對する平均給水量を明かならしむることを要す。平均給水量は水道を布設する土地に於ける住民の生活狀況に依り同一ではない。又一年を通じての給水量と月週日時の変化に伴ひて使用水量に變化を來すものであるから、給水の安全を期せむとせば最大給水量に尙安全率を見込み計算するを得策とする。我國の水道に於ける一人一日に對する平均給水量は100~150立である。

五 人口増殖及多量の水を用ふる製造場等に對する給水量増加の見込。水道の如き固定的事業を計畫するに方つて徒らに現在の狀況に捉はれて計畫するとき、工事完成後數年ならずして擴築又は増築を爲さなければならぬ、又其の計畫尨大に失するときは永期に互つて巨額の資本を不經濟的に固定せしむることゝ爲るから、既往に於ける人口の増加趨勢を基礎として、將來の人口を按じ之に加ふるに將來に於ける給水區域の發展の狀況を豫想して給水量の増加を見込み事業を計畫することを要する。現在普通に行はるゝものは既往十年間に於ける人口増減の歩合を以て將來を推定し、之に將來の發展狀況を斟酌して適當に決定するに在る。近時水道の使命が擴張され防火の用に又は街路の撒水若は下水渠洗滌の用に供せらるゝに至つたから、假令夫等が水道本來の使命ではないにしても是等の使用水量も亦考慮すべきことに屬する。

六 水壓の概算。供給箇所に於ける所要壓力を算定して決定するを要するが、配水池と供給箇所の高低如何に依り、或は自然流下の方法にて足る場合もある。或は又水壓を保持するが爲に壓力を人工的に加ふるの必要ある場合もあるから、配水池と供給箇所の高低を算定し計算することを要する。

七 工事方法。水道布設工事の方法を明ならしむる爲(1)實測平面圖(縮尺六千分一以上とし、郡市町村の名稱及境界、道路、河川、視視線其他地形を表はすに必要なもの、取水口、取水管又は取水渠、隧道、沈砂地、貯水池、堰堤、餘水路、排泥管又は排泥

渠、送水管又は送水渠、沈澱池、濾水池、殺菌装置、配水池、配水塔、唧水場、量水室、配水管又は配水渠、橋梁、伏越、排氣弁、消火栓、制水弁、配水區劃等を記載すること但し管又は渠に付其の徑又は幅員の異なるものは適宜の符號を以て之を區別することを要す

(2) 實測縱斷面圖 (縮尺長六千分一以上、高二百分一以上とし、地盤高、計畫線の高低、取水管、送水管及配水本管の大き勾配、動水勾配線、水平距離、水源貯水池、沈澱池、濾水池、唧水場、配水池、配水塔、量水室の標高並其の水位、排氣弁、排泥管又は排泥渠、橋梁及伏越の位置等を記載すること)

(3) 取水口、取水管又は取水渠、隧道、沈砂地、貯水池堰堤、餘水路、排泥管又は排泥渠、送水管又は送水渠、沈澱池、濾水池、殺菌装置、配水池、配水塔、唧水場、量水室、配水管又は配水渠、橋梁、伏越等水道設備の構造に関する圖面其他必要なる細分圖 (縮尺百分一以上にして地盤線及断面其他構造を表すに必要な事項を記載すること)

(4) 取水量決定の理由書 (水源の状態、湧水量、既設水利事業又は灌漑に必要な分水量及消火用其他給水量〔各設備の設計の基礎となるべき水量〕決定の理由を記載し、貯水池又は調整池を設くるものに在りては其の容量、流域の面積及狀況、雨量觀測表等計畫の基礎となるべき事項を記載すること)

(5) 一位代表表

(6) 工費計算書

(7) 計畫説明書 (施工箇所地形及地質、給水區域、現本計畫給水人口、豫定給水人口、給水量、清淨方法、配水方法、配水本管線選定の理由、管渠の断面及水壓の計算方法、各種構造物設計の根據其他水道計畫に関する必要なる事項を記載すること)を添附することを要する

八 起工竣功期限。事實上工事に着手し之を竣功せしむる見込期間を定め記載することを要し、是等の定め方は企業者の自由に屬するのであるが、之が定め方如何は工費總額等に影響を生ずるのみならず、水道布設の要求に適するか否かを判断せしむる資料と爲るから適當に定むることを要する。又工事が豫定期限内に竣功すること能はざる場合に在つては、更に延長の認可を申請することを要し、市町村は工事落成又は改築修理を了つたときは地方官廳に届出検査を受くることを要する(第九條)。蓋し監督の十分を期せむとするに外ならない。

九 工費の總額其の收入支出の方法及其の豫算。水道工事を施行するに必要な總ての金額、即ち事業施行の爲に起債を爲す場合等に在つては之に要する利子其他の費用を包含したるものを掲ぐることを要する。従て工事方法書に添附すべき工費計算書に示す金額とは異なる。是等の費用は如何なる収入を以て支辨するか及之を支出する方法と工費豫算とを記載することを要する。

十 水料の等級、價格、水料徴收の方法及經常收支の概算。水を飲料に供す

るものと防火其他の用に供するものとに區別して、配水管を二重に布設する所謂二重方式に依る水道の如きに在つては、水の等級を異にするから料金に等級を附するは當然であるが、同一水を供給する場合に在つても亦、其の使用の目的に鑑み公益上又は社會政策上の必要からして水料に等級を設くる必要がある。故に其の等級と價格とを明かにし水料徴收の方法を示し水道の經常經營に要する収入と支出の概算を記載することを要する。

水道布設の認可又は許可は内務大臣の権限に屬するのであるが、事業の促進を圖ると事務の簡捷を期するが爲に内務大臣の職權の一部を地方長官に委任するの途を設けた(第二十一條ノ二)。即ち基本計畫に於ける給水人口即ち水道工事の計畫標準とした人口一萬を超えざる水道の布設及是等以外の水道であつて、基本計畫に變更なき水道の改築又は増築工事の工費三萬圓を超えざるものは地方長官の許可若は認可を受けしむるのである(大正十年勅令第三三一號)。地方長官が是等の處分を爲す場合に於ては曩に述べた起業目論見書記載事項第三第五第六及第七中の一部に関する事項を省略することが出来る。

第三目 工事に伴ふ特權

水道用地即ち水源池、貯水池、濾水池、唧水場及水道線路に要する土地(第一條)の取得に付ては土地收用法に依り其の土地及權利を收用又は使用することが出来る(土地收用法第二條)。又是等の土地に對しては國稅其他の公課を免除される(第五條)。固より市町村が水道を經營する場合に在つては、之に要する土地に對しては地租法第二條の規定に依り地租を免除せられ、他の公共團體も亦公課を課することが出来ない。併しながら市町村にあらざる企業者が水道を經營する場合があるから此の特別規定を設けて事業を保護した。然るに水道條例は水道用地を限定したが爲に其の範圍に屬せぬ土地に對しては、假令市町村が水道を經營する場合に在つても、地租法に所謂公共の用に供する土地に該當しないことゝ爲るから免租すべ

きものでないと論ずる説があるが、水道條例に此の規定あるが爲に、公共團體が土地法に於ける免租の特點を奪はるゝものと解する如きは適當でない。官有の土地が水道用に必要な場合に在つては其の必要の程度に應じ拂下又は貸付せらるゝの權利を有する(第六條)。併しながら拂下又は貸付せらるべき土地は所謂國有財産法の雜種財産に屬するものであつて公用又は公共の用に供する國有土地ではない。蓋し水道事業も公共の利益と爲るべき事業に屬するが此の事業の爲に他の公共の事業を犠牲たらしむるの理由がないからである。故に此の規定に依り、拂下又は貸付の權利を有するものは國有雜種財産に限定すべく、國有財産管理者が財産の處分に關する自由裁量の範圍は此の規定の爲に制限せらるゝものと解する。従て水管を官有地又は公道の地下に布設せむとするときは當該行政廳の許可を受くることを要し(第七條)、假令水管布設の爲にする場合と雖、當然公道の占用權を付與されたものでなく管理者の許可に依りて始めて權利を取得するのである。道路管理者が正當の事由なくして其の出願を拒絶したときは主務大臣に裁定を求め得べきは既に述べた所の如くである。其の占用に對し占用料を徴收し得べきは當然であつて、第五條の規定あるが爲に占用料を免除さるべきではない。

第四目 水道補助

水道事業の如く公衆衛生に緊密の關係を有するものは、國家又は府縣に於て之が事業を助成して健全な國民を維持するの必要あることは言を俟たない。従て政府は明治の初年より水道助成の方針を樹て補助制度を採り、三府五港の如き國家樞要の地區に布設する水道の工事費に補助して來たが、其の後之に準すべき大都市並公衆の衛生又は産業の發達に重大な關係を有する地區、又は師族團所在地に布設する水道にも補助するの途を開き、更に大正七年に至つて、大都市に接續する町村の經營する水道であつて其の都市と緊密の關係を有するものにも補助し、大正十年更に其の補助範圍を擴張して市區に準ずる町村及飲料水特に不良な町の

水道に對しても補助することゝし、常に工事費の四分一を補助するのである。固より是等の補助は政府財政の都合に依り決定さるゝのであるが、現在に於ては年額百六十九萬圓を支出してゐる。

府縣に於ても亦事業助勢の爲に補助制度を採る地方もあるが、是等は何れも地方の任意である。是等政府又は府縣が爲す水道補助は公法上の契約なるか私法上の契約なるか議論のある所であるが、私法上の契約と解する。政府の補助は常に豫算外國庫の負擔と爲るべき契約を締結するものとして議會に於て協賛を求むるのであるが、以上述べた金額は既に契約済に屬するものであつて、水道布設の要求に伴はない現状にあるから、國民の保健を獎勵するには先づ此の國庫補助豫算を増額することが最も必要なことである。

第三節 水道の經營

第一目 水道の經營

市町村が其の市町村住民の爲に水道を經營する場合に於ては、普通に之を其の市町村の營造物として取扱ふ。併しながら水道の經營は水の供給事業であつて事業の性質からするときは必ずしも市町村の營造物と爲さざるべからざるものではない。唯だ市町村が之を營造物とした場合に在つては其の住民は營造物に關する條例又は規則に依つて水道の使用權を得又は其の方法に依り使用する義務を有する。市町村が其の區域外に出でゝ水道を布設する場合に於て之を水道を經營する市町村の營造物と觀るべきか否やは從來議論のある點であるが、此の問題を解決するには市町村が區域外に出でゝ水道の物的設備を爲す場合と水道を經營する場合とに區別して觀察することを要する。前者は水道の設備を他の市町村内に設くるものであるから、水道經營の市町村よりするときは其の市町村の營造物であるが、物の所在地の市町村は之を水道布設市町村の私的財産と觀るべきものである。後者の場合は又之を二に區別して觀察することを要する。即ち他の市町村内

に於て水道を經營することが其の市町村の公共事務なる場合と然らざる場合とである。市町村は其の住民の保健を圖る爲に其の市町村に隣接する市町村に於て水道を經營することを其の市町村の公共事務として必要とする場合がある。此の場合に於て其の物的設備に關しては前項に述べたる所に依るのであるが、之を利用する他市町村の住民は其の水道の利用に就き水道經營市町村の營造物に關する條例又は規則に服従することを必要とし水道經營市町村は之に對して權力を行使する。然らざる場合即ち區域外市町村に水を賣却する場合等に在つては純然たる私法上の行爲にして權力關係ではない。従て此の場合の水料の徴收等に就きては民事訴訟の方法に依るべきものである。

許可水道に在つては企業者は許可に依つて水道を經營する公法上の權利を取得するのであるが、許可を得た者と水の需要者との間の關係は全く私法上の法律關係であつて或は水の販賣なる場合あるべく或は請負なる場合あるべく當事者間の契約に依りて定まり公法上の法律關係を有するものではない。唯だ給水の完全を期するが爲に許可を受けた者に對し第十二條第十三條の權力を附與して事業の容易を期した^(附則第一項)。

第二目 給 水 装 置

水道装置は取水から住民に水を供給するに至る迄の一切の設備を言ふのであるが、是等一切の設備をして水道經營者の義務に屬せしむることは設備の上からして困難である。然れども亦是等の設備の一部を住民の施設に委ねるときは水道設備の完全を期する所以でない。故に本支管より之に接続する細管即ち給水を受けむとする家屋居住者の需要水量のみを標準とし、其の水量を供給するに足る能力を有する水管又は家屋内の水道用具即ち止水器、給水栓及柱等は水道經營者の定むる所に従て水道經營者之を施設し、其の費用は水道の供給を受くる家主の負擔たらしめた^(第十條)。然れども是等の費用を家主をして負擔せしむるの可否に就

ては議論の存する所であつて、法の精神は借家人を保護するが爲に家主の負擔たらしめたるものであるが、現時に於ける實際生活の狀況は此の規定あるが爲に借家人は家主の名義を以て水道の施設を要求し、其の費用は借家人に於て負擔する状態であるから、借家人は事實上費用を負擔するに拘はらず夫れに依り施設された物の所有權を、水道經營者に對抗することが出来ない不合理な結果を招來するから借家人に對しても亦家主と同一の取扱を爲すべき途を講ずるの必要がある。又之を民法の規定よりして借家人は契約又は其の目的物の性質に依つて定まつた用方に従ひ、其の物の使用及收益を爲すべく又之を爲すことを得るを以て家屋に水道を取付くことは、物の用方に従つた使用と言ふべく其の特約あると否とに拘はらず水道を取付く權能を有するものと解すべきが故に水道條例を改正するの必要がある。市町村は此の規定に拘はらず(1)本支水管より家屋内の給水用具に接続する細管にして公道の地下に屬する部分を置設せむとするとき(2)衛生上特に必要ありと認め家屋内の給水用具及本支水管より之に接続する細管を設置せむとするときは地方長官の許可を受け、市町村に於て之を設置し其の費用を負擔することが出来る^(大正十年内務省令第二十二號第九條)。

家主の負擔に屬する家屋内給水用具及本支水管より之に接続する細管は、固より費用を負擔する家主の所有に屬し之を使用處分するのは所有者の自由であるがその使用にして不完全なときは給水を不利ならしむる場合があるから、市町村の水道掛は午前八時より午後五時までの内に於て家屋内の給水用具を檢查する權利を有し^(第十條)、檢查に依り給水用具不完全なりと認めたときは市町村長は相當の猶豫期間を定めて之が修繕を爲さしむる事が出来る。家主が若し其の修繕を怠るときは市町村に於て之を修繕し其の費用を家主より徴收する^(第十條)。然れども細管は破損歎きと其の破損の原因給水を受くる者の行爲でないから之が修繕を命ずる事が出来ない。又家主が自發的に許可を得て家屋内の給水用具を設置し又は其修繕を了つたときは市町村の水道掛に届出で檢查を受くることを要する^(第十條)。

水道の經營に就ては公益上又は社會政策上の見地からして各種の施設を要求され、市町村は一家専用の給水用具を設くることの出来ない者の爲に數人が共同して使用する共用給水器を設くる義務を有する^(第十條)。蓋し水道をして之を欲する者の使用に供し、之を使用する能はざる者に對し何等の施設を爲さずして放任するときは遂に水道布設の目的を失ひ其の効果を擧ぐる事が出来ないことゝ爲るから、市町村は之が施設の責に任じ自他相互の利便を圖るのである。又市町村は消防用の爲に消火栓を設置する義務を負ひ消防用に消費した水に對する水料は之を徴収することが出来ない^(第十條)。是亦公益上の必要に依つて此の義務を負はしたのである。私人の設置した消火栓によつて消防用に供したる水に對する水料も亦徴収することを許さない。是等の義務は市町村以外の者の經營する所謂許可水道に就ても亦同様である^(附則第一項)。

第三目 給水

給水は市町村と其の住民との間に於ける給水契約に基き行はる。給水は市町村の義務に屬し其の法律關係は計量給水の場合に在つては賣買と爲るべく、放任給水の場合に在つては請負と爲るのである。其の何れの場合たるとを問はず、市町村は特別の事由なき限り給水を停止することが出来ない。又供給すべき水は常に其の目的に應じ善良なることを要するを以て、水道經營者は此の義務履行の爲に施設の完全を期すべきものであるが、水道の給水を受くる者も善良なる水の配給を受くる權利を有する結果として水質水量の検査を市町村に請求する權利を有す^(第十條)。給水に最も必要なものは量水器である。蓋し水道經營者の側からすれば最も恐るゝものは水の亂用に在るから、量水器を設備して使用水量を算定し併せて之が亂用を防止する必要がある。又給水を受くる者の側からするときは使用水量の正確を期する必要があるから量水器の設備を必要とする。然れども是等は當然家屋内に於ける給水用具と言ふことが出来ないから市町村に於て之を施設し給

水を受くる者に對し貸與すべきものである。

第四目 使用料

水道經營者は給水を受くる者から使用料を徴収することが出来る。水道を公營事業とした精神からしても、軌道の經營に付き述べたと同じく之が使用に付き無償主義を採るべき理由がない。使用料は水の賣買又は水の供給請負に關する報酬であるから水道經營者と受給者との間に於て任意に定むべきものであるが其の使用料にして高きに失するときは水道の利用を不充分ならしむる結果を生ずるから、甚だしき利益を取得せしめざる範圍に於て相當な單位價格を定め使用料を徴収するを妥當とする。又其の料金に關しても水を使用する事業の種類によりて或は低廉に或は高價に標準を定め、以て公營事業とした理想を實現すべきものである。従て水料に就ては曩に述べた如く内務大臣の認可を受くることを要し、其の範圍に於て料金を徴収することを許される。需要者が使用料を納付せざる場合に於て市町村の營造物たる水道に在つては市制町村制に規定する國稅滯納處分の例に倣ひ徴収することが出来るが、許可水道の使用料の徴収は民事訴訟に依るべきものである。

第四節 許可水道の買収

水道は市町村に於て布設するを原則とし、市町村が之を經營する資力を持たない場合に於て市町村以外の企業者に許可することは既に説明した。故に市町村が布設の資力を有するに至らば之に經營せしむるのが當然である。従て市町村にあらざる企業者の布設した水道は、許可年限滿了前たると滿了後たるとを問はず之を買収することが出来る制度を認め^(第十七條、第十八條)。此の買収も亦軌道又は運河の買収に付説明したと同一に強制徴収に屬し、其の買収には許可を受けた者の買収の承諾を必要としない。唯だ其の費用に付年限滿了後に在つては關係市町村は

其の補償として水道布設に要した費用を支拂ふことを要する。若し水道及水道經營に必要な土地物件が布設當時に比し價格を減損したときは之を控除して算定する。従て此の場合には市町村は自由に價格を算定して買收し得るやうであるが、法は其の費用の範圍及金額に關し當該市町村と企業者との間に争あるときは地方長官が之を決定することを規定したが爲に、補償金に關しては双方協議することを必要とし、協議不成立の場合に於ては地方長官の決定した金額を補償せなければならぬ。若し其の決定に不服ある者は内務大臣に訴願することが出来る(第十七條第二項)。許可年限満了前に於ける買收價格は當事者間の協議に依つて之を定め、若し協議調はざる時は鑑定人の意見を徵して地方長官之を決定する。此の決定に不服ある者は内務大臣に訴願することが出来る(第十八條第二項)。然れども之が爲に買收は訴願の終結するに至るまで當然中止さるべきものではなく、市町村が買收の意思を表示したときに買收は完了するのである。

第五節 水道の監督

水道事業の如き公衆衛生に重大な影響を有するものは、企業者たる市町村に於て周到なる注意を以て經營すべきことは言を俟たない。従つて常に市町村行政監督の任にある地方長官も亦隨時監督官吏、又は技術官を派遣して水道工事及水質水量等を検査する事が出来る。若し水道工事にして改築修理を要するもの又は水質不良若は、水量不足するものと認むるときは相當の猶豫期日を定めて、之が改良を市町村又は企業者に命ずる事が出来る(第八條附則第一項)。又内務大臣に於て必要と認むるときは水道の布設を市町村に命ずることも出来る(第二十條)。

水道條例又は之に基きて發する命令に依り市町村又は市町村にあらざる企業者に於て履行すべき義務を履行せざるとき、又は之を履行するも充分ならずと認められたとき、若は必要の時限内に履行し得ずと認められたときは、地方長官は府縣費を以て之を施行し其の費用を市町村又は市町村にあらざる企業者より徴收することが

出来る。然れども此の處分は第八條の規定に依り地方長官が改良を命ずる場合を除くの外は、豫め履行期間を指定して戒告した上に非ざれば之を爲すことが出来ない(第十九條)。又是等強制執行に要する費用を市町村にあらざる企業者が指定の期限内に納付せざるときは、國稅徴收に關する規定に依りて徴收する(第二十條)。